（参考）発達障がい児者及び家族等に対するライフステージによる支援

	出生～乳児期	幼児期	学齢期			青年期
			小学校（小学部）	中学校（中学部）	高等学校（高等部）	
病院	退院支援・退院時指導	診断及び投薬等（小児科又は児童精神科等）、行動障害や家庭内暴力が顕著な場合などの一時入院				精神科病院や精神科などの診療所
市町村母子保健担当	母子保健法に基づく低体重児等へのフォロー 児童福祉法　乳児家庭全戸訪問事業等 １歳６か月健康診査　３歳児健康診査					
市町村親子教室	通所による有所見児及び保護者へのフォロー					
市町村児童福祉（障がい児福祉）担当課	児童福祉法に基づく各種支援					
児童相談所	市町村を介して紹介	保護者への受給者証交付	送致・通告・技術的助言依頼			
	特定妊婦・要支援児童・要保護児童への支援及び措置　児童の行動観察や心理診断、医師診察による鑑別					
幼稚園・保育所・認定こども園	障害児保育等の実施	措置又は保護者への受給者証交付				
	併行通園	引継ぎシート				
障害児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）	就学を見据えた通所による療育・保護者支援		放課後の居場所／学習支援や基本的生活習慣、現在及び将来に向けた社会生活上のスキルの獲得支援／保護者支援			
障害児相談支援事業所	連絡調整による保護者支援		放課後児童クラブ等との併行利用	連絡調整による保護者支援		
	障害児通所支援給付の申請者又は決定者への支援計画作成					
障害児入所施設	障がいのある要保護児童への代替養育／就学、進学、就職や成人期施設への移行を見据えた支援					
教育委員会		就学相談・就学支援委員会による審査	教育相談　（スクールソーシャルワーカー等） ・教育支援委員会による審査			
小学校（小学部）	引継ぎシート　作成・活用ガイドブック（県教委）22ページ 「進学先の学校への引継ぎの他に、医療機関や放課後等デイサービス等の関係機関と情報を共有するために、引継ぎシートを活用することも可能」	引継ぎシート	特別支援学校・特別支援学級			
放課後児童クラブ等			障害児の受入れ			
中学校（中学部）			引継ぎシート	特別支援学校・特別支援学級		
高等学校（高等部）				引継ぎシート	特別支援学校 定時制・通信制・単位制等の高校	特別支援学校による卒後支援
大学・専門学校等					紹介 学生支援室による支援（カウンセリング・自己覚知・履修支援）	
ハローワーク（ジョブカフェいわて含む）					紹介 新卒者向け支援 障害者向け求職支援	紹介　紹介
障害者職業センター					紹介・受検指示 職業能力等の判定	
地域若者サポートステーション県内３か所（盛岡、一関、宮古）					紹介 アウトリーチプログラムを含む就職活動の準備に向けた基盤的支援 キャリアコンサルティングプログラムを含む就職に向けた実践的支援	紹介
障害者就労・生活支援センター					紹介 ・障害者の家庭等や職場への訪問等を通じた、就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活 に必要な支援 ・障害者の就業及びこれに伴う日常生活上の問題への、必要な指導及び助言等援助 ・障害者の就職後の雇用管理に係る事業主への助言等 ・障害者への職業準備訓練や職場実習のあっせん	
市町村障害者担当課					障害者総合支援法に基づく支援	
障害者総合支援法の施設等					特別支援学校等の卒後支援に伴う紹介・連携 例：就労継続支援事業（Ａ型・Ｂ型）など	利用者への受給者証交付
障害者総合支援法第７７条第１項第３号に基づく相談支援及び同第７７条の２に基づく基幹相談支援センター	「障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じる」 「訪問等の方法による状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談及び指導、関係機関との連絡調整その他必要な支援」					
発達障害者支援センター	療育、保護者支援、医療との連携、就業支援等の幅広いニーズへの直接対応及び間接的対応					

令和６年４月施行　児童福祉法改正に伴う動き
市町村において、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」設置の努力義務化
地域子ども・子育て支援事業において、ペアレントトレーニングを含む「親子関係形成支援事業」を位置づけ

第３期障害児福祉計画　国の基本指針
・　市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実
・　市町村におけるペアトレ等プログラム実施者養成の推進
・　地域におけるインクルージョンの推進
・　児童発達支援センターの設置促進
（その他、児童期からの把握と支援が必要な、強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実）

その他ケースの扱いを通じて関連性が考えられるもの
・　コミュニティソーシャルワーカーによる活動
・　生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関（県内全市又は全圏域設置）
・　ＤＶ相談
・　女性相談
など

第７期障害福祉計画　国の基本指針
・　強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実
・　障害者支援法改正による基幹相談支援センターの設置努力義務化